

指 示

平成30年5月21日

新潟県知事職務代理者  
新潟県副知事 高井 盛雄 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成29年6月9日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 新潟県（佐渡市及び粟島浦村を除く。）において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 新潟県魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。